

市政情報

他人の行為により病氣やけがをしたときは届出が必要です

交通事故等の他人の行為による負傷のことを第三者行為といいます。

このような負傷に対する医療費は、原則、相手方が全額負担することになっています。

第三者行為の例

- ・相手方のいる交通事故や同乗中に交通事故(自損)にあったとき
- ・商業施設や遊興施設などの設備の欠陥によりけがをしたとき
- ・他人のペットなどによりけがをしたとき
- ・不当な暴力や傷害行為によりけがをしたとき
- ・飲食店などで食中毒にあったとき

保険年金課への届出

第三者行為による負傷で、国民健康保険又は後期高齢者医療制度を利用して医療機関を受診している場合は、保険年金課に届出が必要です。

その後、市又は県後期高齢者医療広域連合が、届出の内容に基づき、損害保険会社等を通じて、加害者に医療費を請求します。状況に応じ、必要書類も異なりますので、まずは保険年金課又は損害保険会社にご相談ください。

☎保険年金課 国民健康保険担当

☎21-1434

☎23-0076

後期高齢者医療制度担当

☎63-5004

☎23-0076



市HP



有害鳥獣の被害にあったら

アライグマやハクビシンなどの有害鳥獣による被害の相談が数多く寄せられています。農作物を食べ荒らされている、天井から足音がする又は天井にシミができるなどで困っている人は、ご相談ください。

また、アライグマやハクビシンは凶暴で鋭い歯や爪を持っています。病原菌等を持っている可能性もありますので、近づかないでください。※わなの設置や捕獲には許可や免許などが必要です。

☎【農業被害】農政課

☎21-1400

☎23-7700

☎【家屋被害】環境政策課

☎63-5006

☎23-7700



市HP



浄化槽の法定検査の受検

浄化槽は、年に数回行う保守点検とは別に年1回の法定検査を受検することが法律で義務付けられています。

法定検査は、浄化槽の清掃や保守点検が定期的に行われ、浄化機能が十分に発揮されているかを水質等により確認する検査です。浄化槽を使用していて法定検査を実施していない人は、指定検査機関に連絡し、検査の手続きをしてください。

なお、浄化槽の維持管理について分かりやすく解説した動画を市HPで公開していますので、ご確認ください。

検査手数料 5,000円(10人槽以下の浄化槽の場合)

☎(一社)埼玉県環境検査研究協会

☎048-778-8700



市HP

所得の申告が必要です(国民健康保険・後期高齢者医療制度)

☎国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人及びその世帯主 **所得の申告**

国民健康保険・後期高齢者医療制度では前年中の所得に応じて、保険税(料)の算定や、高額療養費の自己負担限度額の判定等を行います。これらを正しく算出するためには、所得のない人や、税法上の被扶養者であっても所得申告が必要です。

申告をしない場合、所得が一定額以下の世帯に対する軽減措置が適用されない等、加入者に不利益が生じることがあります。

なお、所得が給与又は年金のみの人は、その支払者が報告するため、原則として個人の申告は不要です。

申告の方法

昨年中の所得の有無や、税法上の被扶養者であるかどうかによって、次のとおり申告の方法が異なります。

①**所得がある人** 確定申告又は、市・県民税申告

②**所得がなく、被扶養者でない人** 市・県民税申告

※①②の詳しい手続きについては、14・15ページの「税の申告はお早めに」をご確認ください。

③**所得がなく、被扶養者である人**

国民健康保険税申告書又は後期高齢者医療簡易申告書を保険年金課へ提出してください。手続き等不明な点がありましたら、お問い合わせください。

☎保険年金課 国民健康保険担当☎21-1403☎23-0076

後期高齢者医療制度担当☎63-5004☎23-0076

国民年金保険料の前納の申込みは2月末までに

納付に口座振替やクレジットカードを利用すると、納め忘れもなく便利です。また、保険料をまとめて早めに納めること(前納)により保険料が割引になります。

納付方法

- 次の5種類があります。
- ・毎月納付(納付対象月の翌月末。ただし口座振替のみ)
- ・毎月納付(納付対象月の当月末)
- ・6か月前納(4~9月)(10月~翌年3月)
- ・1年前納
- ・2年前納

申込方法

4月からの前納を希望する場合、口座振替は金融機関又は年金事務所へ、クレジットカードは年金事務所へ2月末までに申出書を提出してください。

※年金事務所は、郵送も可能です。※口座振替は、マイナポータルによるオンライン申込みも可能です(一部の金融機関のみ)。

☎ねんきんダイヤル☎0570-05-1165(050から始まる電話の場合は03-6700-1165)

川越年金事務所

☎049-242-2657

保険年金課

☎21-1434

☎23-0076



日本年金機構HP

唐子市民活動センター臨時休館日のお知らせ

唐子市民活動センターは電気工事により全館停電となるため、下記の日程で臨時休館します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

休館日 2月24日(火)

休止内容 窓口業務、貸館、電気自動車充電器など

☎唐子市民活動センター

☎22-0672☎22-0683

災害に備えて避難先を確認しましょう!

災害は、いつどこで発生するか分かりません。災害が起きたとき、自分の命や家族の安全を守るためには「どこに逃げるか」を確認しておくことが非常に重要です。

避難先は指定緊急避難場所・指定避難所だけではありません。より安全な親戚・知人宅など複数の避難先を考えておくことで安心です。

指定緊急避難場所

災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所

指定避難所

避難した人が災害の危険がなくなるまで滞在する施設

避難施設一覧

指定緊急避難場所	指定避難所	施設名	水害時使用可否
○	○	市の川小学校	×
○	○	松山第一小学校	○
○	○	松山中学校	○
○	○	松山高等学校	○
○	○	新明小学校(注1)	○
○	○	東中学校	×
○	○	松山女子高等学校	○
○	○	新宿小学校	×
○	○	松山市民活動センター	○
○	○	きらめき市民大学	○
○	○	市民福祉センター(注3)	○
○	○	市立図書館	○
○	○	総合会館	○
○	○	東松山市民体育館	○
○	○	子育て支援センターソーレ(注2・注3)	○
○	○	保健センター(注2・注3)	○
○	○	松山第二小学校	○
○	○	北中学校	○
○	○	東松山特別支援学校	○
○	○	平野市民活動センター	○
○	○	大岡小学校	○
○	○	大岡市民活動センター	○
○	○	唐子小学校	○
○	○	青島小学校	○
○	○	南中学校	×
○	○	唐子市民活動センター	○
○	○	唐子地区体育館	○
○	○	高坂小学校	○
○	○	すわやま荘(注3・注4)	○
○	○	高坂図書館	○
○	○	子育て支援センターマーレ(注2・注3)	○
○	○	白山中学校	○
○	○	桜山小学校	○
○	○	大東文化大学緑山キャンパス	○
○	○	高坂丘陵市民活動センター	○
○	○	野本小学校	○
○	○	野本市民活動センター(注1)	○

注1 水害時には必要に応じて上階への避難が必要な場合があります。

注2 母子優先施設(妊婦や乳児とその家族を優先して受入れる施設)

注3 ペットの受入れができない施設

注4 令和7年度末(令和8年3月31日)をもって、すわやま荘は廃止します。近隣の避難所をご利用ください。

☎危機管理防災課☎21-1405☎22-7799



市HP
(避難施設一覧等)



市HP
(ハザードマップ)